

山元町総合教育会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、山元町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、職業、その他議長が必要と認める事項を傍聴人名簿に自署しなければならない。

（傍聴の禁止）

第3条 次の各号の一に当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 銘酎していると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他議長において傍聴を不適當と認める者

（傍聴の制限）

第4条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食しないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、議長はこれを制止し又は退場を命ずることができる。

第7条 前各条に規定するほか傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。